

# 一般社団法人東日本企業人協会 定款

一般社団法人東日本企業人協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東日本企業人協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るとともに、個人及び企業間の交流を通じて人脈形成と企業発展に寄与することを目的として次の事業を行う。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 共同受注に関する事業
- 2 共同購買に関する事業
- 3 人材の確保に関する事業
- 4 共同宣伝に関する事業
- 5 経営および技術の改善向上を図るためのセミナー、講演会等の開催および情報の提供
- 6 個別企業等の経営指導ならびに研修の支援・協力
- 7 情報ポータルサイトに関する事業
- 8 会員企業の情報交換、販売協力、連携及び事業拡大のための交流
- 9 海外人材の雇用推進に関する事業
- 10 海外進出支援に関する事業
- 11 輸出入に関する事業
- 12 社員教育支援に関する事業
- 13 その他、前条の目的を達成するため必要な事業
- 14 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### 第3章 社員

#### (法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

#### (社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (任意退社)

第8条 社員は、90日以上前にこの法人に予告し、別に定める退社届を提出することにより、任意に退社することができる。

#### (除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至つたときは、社員総会の決議によつて当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を1年以上履行しなかつたとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

### 第4章 社員総会

#### (構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもつて構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び代表理事並びに監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び余剰財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上18名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

### (役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、社員総会の決議により選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

### (役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は専任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第25条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第26条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

### (招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

### (議長)

第28条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

### (決議)

第29条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (報告の省略)

第30条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

### (議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第7章 基金

(基金の拠出等)

第33条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(余剰金の分配の禁止)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

## 第10章 附則

(設立時の役員)

第41条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	須佐 尚康
	三嶋 順
	中村 隆
	山崎 高寛
	須佐 彰典
	小野寺 浩
	吉田 義幸
	武田 満
	吉木 信行
	橋本 栄
設立時代表理事	須佐 尚康
設立時監事	原田 智之

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第42条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

仙台市太白区向山4丁目21番5号

須佐 尚康

仙台市若林区なないろの里1丁目8番地の27

三嶋 順

仙台市宮城野区小田原1丁目10番1-1107号

中村 隆

福島県福島市松木町7番2号

山崎 高寛

仙台市若林区中倉2丁目1番13-207号

須佐 彰典

宮城県柴田郡柴田町大字本船迫字下町12番地6

小野寺 浩

札幌市白石区東札幌2条6丁目4番1-1401号

吉田 義幸

宮城県宮城郡利府町青葉台二丁目2番地35

武田 満

仙台市宮城野区大槻12番41-104号

吉木 信行

仙台市青葉区鷺ヶ森1丁目5番11号

橋本 栄

(最初の事業年度)

第43条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和6年12月31日までとする。

(定款に定めがない事項)

第44条 本定款に定めがない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人東日本企業人協会の設立に際し、設立時社員須佐 尚康、三嶋 順、中村 隆、山崎 高寛、須佐 彰典、小野寺 浩、吉田 義幸、武田 満、吉木 信行及び橋本 栄の定款作成代理人である行政書士木村亮介は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和6年7月1日

設立時社員 須佐 尚康

設立時社員 三嶋 順

設立時社員 中村 隆

設立時社員 山崎 高寛

設立時社員 須佐 彰典

設立時社員 小野寺 浩

設立時社員 吉田 義幸

設立時社員 武田 満

設立時社員 吉木 信行

設立時社員 橋本 栄

上記設立時社員の定款作成代理人

宮城県仙台市青葉区一番町2丁目8番10号

行政書士 木村 亮介  
登録番号第 18061398 号